

西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線 事業概要及び測量説明会 に関する主なQ&A

※説明会開催時の全体質疑や個別質疑、電話での問い合わせで多かった質問を主なQ&Aとしてまとめています。

| 質問 | 回答 |
|--|--|
| ■道路設計・工事に関すること | |
| 道路が自分の家の敷地のどこを通るのか教えてください。 | 用地測量等を実施した後、敷地に対して、道路がどのくらいの位置を通るかが確定します。令和6～7年度に予定している用地測量が完了するまでは、1/2500の都市計画決定図書で確認をお願いします。 |
| 開通後の交通量はどの程度を想定していますか。 | 令和6年度に交通量調査を行う予定であり、計画交通量を算出したうえで道路設計を行う予定です。 |
| 工事はいつ頃から行う予定ですか。 | 工事に着手するためには、まず、用地を取得させて頂く必要があります。この用地取得の状況を踏まえ、一定の区間が取得できた際に、具体的な工事着手時期を検討してまいります。 |
| 道路整備完了時期はいつごろですか。 | 令和7年度に予定している事業認可の取得後、用地買収については権利者のみなさまの意向を確認しながら進めさせていただき、用地取得の状況を踏まえ、工事の時期を判断したいと考えております。仮に、全区間を一度に整備する場合は、用地買収完了後、工事関連で4年程度かかることを想定しております。 |
| 工事はどこから着手する予定ですか。 | 用地の取得がある程度進んだ箇所から着手することを検討してまいります。 |
| 総事業費はどの位を想定していますか。 | 令和6年度以降の道路設計において事業認可取得に向けて資金計画を作成する予定となっているため、現段階では概算工事費については算出していません。 |
| 計画道路と敷地に高低差がつかますか。 | 現地測量を実施したあと、設計を行います。周辺の地形等を勘案しながら、関係機関と協議のうえ、道路の高さを決めてまいります。一部には、高低差が生じる箇所もあるかと思いますが、現地の状況と併せて今後個別に対応させていただきます。 |
| 工事中の騒音や振動があった場合はどうしたら良いですか。 | 令和7年度に予定している事業認可取得後、道路工事をする際は、騒音や振動については、低騒音の機械等を使用し、極力抑えていきたいと考えております。 |
| 道路を整備することにより、どのような効果が生じるのか教えてください。 | 本事業路線は、田無駅南口から市道118号線を結ぶ南北の幹線道路として、道路ネットワークの強化や防災性の向上、住宅地内への通過交通の軽減による安全性の向上などが効果として挙げられます。 |
| ■用地買収・補償に関すること | |
| 用地買収はいつから行う予定ですか。 | 令和7年度に予定している事業認可取得後、用地補償説明会を開催し、関係する皆様のご意見を伺いながら、順次、用地取得に入って行く予定としております。 |
| 用地買収の際、どのような補償がされるのか教えてください。 | 生活再建ができるよう、現在ある価値・機能を補償するもので、今後実施する土地の測量、建物などの調査後、西東京市の損失補償基準に基づき補償します。 |
| 用地補償の内容について知りたいです。 | 公共事業に必要な土地等を取得・使用する場合にそれに伴い生じる損失に対して補償をします。補償の種類としては、「土地の取得に対する補償」、「建物の移転に対する補償」、「門扉やブロック塀などの工作物や樹木に対する補償」、「借家人補償」、「移転期間中の収益減に対する補償」、「引越越し費用や引越越し先の仲介手数料などの諸費用」のほかに、公共事業に協力する場合は、一定の条件により税金等の優遇措置を受けることができる特例もあります。原則、金銭による補償となりますが、具体的な内容は令和8年度に予定している用地補償説明会でご説明したいと考えております。 |
| いつまでに移転する必要がありますか。 | 令和6年度から令和7年度にかけて用地測量を行い、その後、令和7年度中には事業認可取得を予定しています。事業認可取得後に、関係する権利者等の皆様から移転に関するご意向を伺い、順次、用地買収を始めさせていただきます。移転時期を含め、生活再建等については権利者等の皆様のご事情をお伺いしながら個別に協議させていただきたいと思っております。 |
| 残地は取得してもらえますか。 | 土地の形状が悪くなったり、土地の活用ができなくなった場合は、残地を補償させていただくこととなりますが、市の土地利用として必要な場合は取得について調整させていただきます。 |
| 買収する土地の価格はどのように決めるのでしょうか。 | 土地の価格は、類似する土地の売買事例や、不動産鑑定士による鑑定価格、付近の公示地価格、相続税財産評価格などを考慮したうえで、額を算出し、市の諮問機関でございます、西東京市財産価格審議会の答申に基づき決定されます。 |
| 土地の一部を売却したことによって接道条件を満たさなくなってしまう場合はどうなるのでしょうか。 | 西東京市は特定行政庁となったことより、平成29年度より市内の建築に関する確認や検査等、建築基準法に基づく業務並びに関連業務を行っております。今後は当事業の進捗に伴い、新設道路予定地を利用して建築を検討する際は、建築指導課と連携して対応していきたいと考えています。 |
| ■その他 | |
| 道路整備が完了した際は、用途地域の変更はありますか。 | 用途地域の変更については、事業の進捗状況にあわせて検討していきたいと考えています。 |
| 今回の対象路線外である3・4・24号線南側(約400m)はいつ事業化する予定ですか。 | 東京都及び28市町で定めている「第四次事業化計画」において、平成28年度から令和7年度の間で、優先的に整備すべき路線に、当路線が位置付けられていることから、令和7年度の事業着手を見据えて、令和5年度から田無駅南口交通広場から市道118号線までの間で事業を進めていきたいと考えております。対象路線外である南側については、向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画区域内の事業進捗、今後の上記計画の見直しや周辺事業の進捗状況を踏まえて検討してまいります。 |
| 路線バスの乗り入れ予定や既存ルートの変更はありますか。 | 当事業の完了が見えてきた段階で、民間バス事業者には積極的に働きかける予定です。 |